

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

被告訴訟代理人の立場に立って、別紙1(訴状)、別紙2(特許登録原簿謄本)、別紙3(特許公報)、別紙4(被告代表者(丙山福郎)の言い分)、別紙5(答弁書)に基づいて、別紙6(第1準備書面(被告))の空欄1～3内に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 第1準備書面(被告)は平成21年10月31日に提出されるものとしており、現在の法令と、現在存在するすべての判例を前提に起案してください。

注2 この問題の事例は、架空の事案であって、実際の事件ではありません。

問2 小問

(1) 訴えは、訴訟上の請求の内容により、次の3つの類型に分けることができる。

I 金銭の支払や作為又は不作為などを請求する の訴え

II 法律関係の存在又は不存在の を請求する の訴え

III 法律関係の変動(発生、変更又は消滅)を請求する の訴え

まず、、、に入れるべき法律用語をそれぞれ解答してください。なお、文中に は2箇所あるが、いずれも同じ用語が入ります。

次に、①特許権侵害行為の差止めを請求する訴え、及び②拒絶査定不服審決取消請求又は特許無効審決取消請求に係る訴えは、これらのIからIIIまでの訴えのうち、いずれの訴えに該当するかをそれぞれローマ数字により解答し、その理由を簡単に示してください。

なお、解答形式は、「問2の(1)について。aは……、bは……、cは……。①は…であり、その理由は……である。②は…であり、その理由は…である。」としてください。

(2) X社は、A社の保有する特許権について通常実施権の許諾を受けた。その後A社は、Y社と当該特許権について再実施権許諾権付きの専用実施権の設定をし、その登録をした。なお、専用実施権の範囲については無制限とすることが、その設定契約において約された。

X社は、Y社に対し、当該特許権について通常実施権を主張することができるか。次の①、②の場合について、それぞれ結論を述べ、かつ簡単な理由

を付して解答してください。民法、特許法その他実定法上の根拠があれば、その条文も引用してください。

なお、解答形式は、「問2の(2)について。①について、結論は……。理由は……。②について、結論は……。理由は……。 」としてください。

- ① X社は当該通常実施権の登録をしておらず、かつY社は専用実施権の設定を受けた当時、当該通常実施権の存在を知らなかった場合
- ② X社は当該通常実施権の登録をしていないが、Y社は、当該通常実施権の存在を知り、かつ当該通常実施権に基づく特許発明の実施がX社の事業の大半を占めることを知りながら、X社に対し、Y社から再実施権の許諾を受けなければ、事業の継続はできない旨をちらつかせて、現在のA社からの実施権許諾料の数倍もの高額な再実施権許諾料の支払を要求するという意図の下、A社から当該特許権について専用実施権の設定を受け、その登録をした場合

(別紙1)

訴 状

平成21年 8月 1日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 甲 野 太 郎[㊞]

原告訴訟代理人

弁 理 士 乙 野 次 郎[㊞]

〒194-0002 東京都町田市南わらび野1丁目2番3号

原 告 有限会社クリーン・パック
代表者代表取締役 河 田 芳 次

(送達場所)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

甲野法律事務所

電 話 (03) 0000-0000

FAX (03) 0000-0001

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目2番2号

乙野特許事務所

電 話 (03) 0000-0002

FAX (03) 0000-0003

原告訴訟代理人弁理士 乙 野 次 郎

〒194-0003 東京都町田市小川1丁目2番3号

被 告 株式会社丙山商店
代表者代表取締役 丙 山 福 郎

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 ○○○○円

貼用印紙額 ○○○○円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙被告物件目録（１）記載の物件を製造し、販売し、販売の申出をしてはならない。
 - 2 被告は、別紙被告物件目録（２）記載の物件を製造し、販売し、販売の申出をしてはならない。
 - 3 被告は、前２項の各物件を廃棄せよ。
 - 4 被告は、原告に対し、金５，０００万円及びこれに対する本訴状送達日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
 - 5 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

1 本件特許権

- (1) 原告は、次の特許権を有している（甲第１号証、甲第２号証。以下「本件特許権」といい、本件特許権に係る発明を「本件特許発明」という。）。

- ① 特許番号 第２３４５６７８号
- ② 発明の名称 衣類又は寝具の真空パック用収納袋
- ③ 出願日 平成７年４月２８日（特願平７－１０７３７５）
- ④ 登録日 平成１２年１２月２０日
- ⑤ 特許請求の範囲

「衣類又は寝具を収納するための開口２、及び、前記開口２を封止後内部の空気を排気減圧して収納袋を封止するための排気口３を備え、ラミネート層からなることを特徴とする衣類又は寝具の真空パック用収納袋。」

- (2) 本件特許発明を構成要件に分説すると以下のとおりとなる。

- A 衣類又は寝具を収納するための開口２、
- B 及び、前記開口２を封止後内部の空気を排気減圧して収納袋を封止するための排気口３を備え、
- C ラミネート層からなる
- D ことを特徴とする衣類又は寝具の真空パック用収納袋。

- (3) 作用効果

本件特許発明により、衣類や寝具のサイズの縮小のみならず、虫、湿気、かび等による損傷のおそれのない真空保管が可能となり、その上高価な長期保管用の保管袋或いは運搬用の袋のサイズを極めて小さくすることができたので、衣類又は寝具の、経済的で損傷の心配のない、長期又は短期の保管

及び簡便な取扱いが可能となった。

2 被告の行為

被告は、平成13年3月1日から現在に至るまで、別紙被告物件目録（1）記載の物件（以下「イ号物件」という。）及び同（2）記載の物件（以下「ロ号物件」といい、イ号物件とロ号物件を総称して「被告物件」という。）を製造販売し、販売の申出をしてきた。

3 構成要件充足性

(1) イ号物件

- ① イ号物件の構成を本件特許発明の構成要件に即して分説すると、以下のとおりとなる。
 - a 収納袋1内に寝具を収納するための開口2、
 - b 及び、前記開口2を封止後内部の空気を排気減圧して収納袋1を封止するための排気口3を備え、
 - c ラミネート層からなる
 - d ことを特徴とする寝具の真空パック用収納袋。
- ② イ号物件の構成a～dはそれぞれ本件特許発明の構成要件A～Dを充足する。
- ③ イ号物件は本件特許発明と同じ作用効果を奏する。
- ④ よって、イ号物件は本件特許発明の技術的範囲に属する。

(2) ロ号物件

- ① ロ号物件の構成を本件特許発明の構成要件に即して分説すると、以下のとおりとなる。
 - a' 収納袋101内に寝具を収納するための開口102、
 - b' 及び、前記開口102を封止後内部の空気を排気減圧して収納袋101を封止するための排気口103を備え、
 - c' ラミネート層からなる
 - d' ことを特徴とする寝具の真空パック用収納袋。
- ② ロ号物件の構成a'～d'はそれぞれ本件特許発明の構成要件A～Dを充足する。
- ③ ロ号物件は本件特許発明と同じ作用効果を奏する。
- ④ よって、ロ号物件は本件特許発明の技術的範囲に属する。

4 損害

- (1) 被告は、平成13年3月1日から現在に至るまで被告物件の販売によ

り、少なくとも2億円を売り上げ、少なくともその25%に相当する5,000万円の利益を得た。

- (2) 同利益は特許法102条2項により原告の損害と推定される。
5 よって、頭書のとおり判決を求める。

証 拠 方 法

甲第1号証	特許登録原簿謄本
甲第2号証	特許公報

添 付 書 類

1 訴状副本	1 通
2 甲号証写し	各1 通
3 資格証明書	2 通
4 訴訟委任状	2 通
5 付記登録証書写し	1 通

以 上

■
(別紙)

被告物件目録 (1)

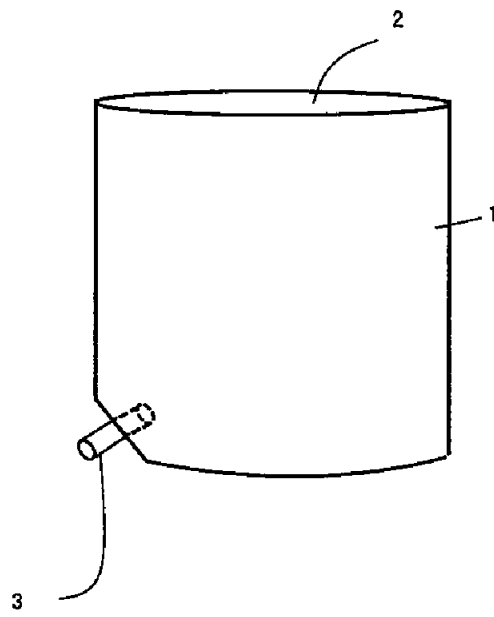
1 図面の説明

イ号物件の正面図である。

2 構成の説明

別紙図面 1 に示すとおり、イ号物件は、収納袋 1 内に寝具を収納するための開口 2、及び、該開口 2 を封止後内部の空気を排気減圧して収納袋 1 を封止するためのポリエチレン製チューブからなる排気口 3 を備え、ラミネート層からなることを特徴とする寝具の真空パック用収納袋である。

図面 1



■
(別紙)

被告物件目録 (2)

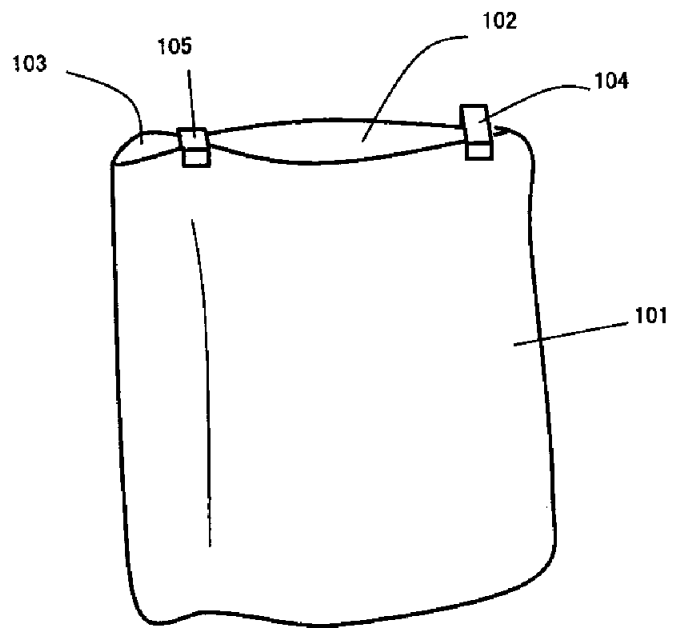
1 図面の説明

ロ号物件の正面図である。

2 構成の説明

別紙図面2に示すとおり、ロ号物件は、収納袋101内に寝具を収納するための開口102、第2チャック105まで摺動することにより該開口102を封止する第1チャック104、及び、該開口102を封止後内部の空気を排気減圧して収納袋101を封止するための排気口103を備え、該排気口103は第1チャック104と第2チャック105が当接したまま図面左端部に摺動することにより封止され、ラミネート層からなることを特徴とする寝具の真空パック用収納袋である。

図面 2



(別紙2)

甲第1号証

特

特 許 第 2 3 4 5 6 7 8 号

表		示		部	
表示番号 (付記)	登 録 事 項				
1番	出願年月日	平成 7年 4月28日	出願番号	07-107375	
	出願公開年月日	平成 8年10月28日	出願公開番号	08-025537	
	査定年月日	平成12年 8月 9日	請求項の数	1	
	発明の名称	衣類又は寝具の真空パック用収納袋			
登録年月日 平成 12年12月20日					
特		許		料 記 録 部	
特許料					
1年分	金額 15800円	納付日 平成 12年 9月12日	2年分	金額 15800円	納付日 平成12年 9月12日
3年分	金額 15800円	納付日 平成 12年 9月12日	4年分	金額 24500円	納付日 平成15年 9月12日
5年分	金額 24500円	納付日 平成 16年 9月12日	6年分	金額 24500円	納付日 平成17年 9月12日
7年分	金額 49000円	納付日 平成 18年 9月12日	8年分	金額 49000円	納付日 平成19年 9月12日
9年分	金額 49000円	納付日 平成 20年 9月12日			
甲 区					
順位番号 (付記)	登 録 事 項				
1番	東京都町田市南わらび野1丁目2番3号		有限会社クリーン・パック		
	登録年月日 平成12年12月20日				
(以下余白)					

平成21年 7月23日

- 1 -

(別紙3)

甲第2号証

(19)日本国特許庁 (JP)

(12)特 許 公 報 (B2)

(11)特許番号

特許2345678号

(45)発行日 平成13年(2001)1月20日

(24)登録日 平成12年(2000)12月20日

(51) Int.Cl.⁷

識別記号

F1

技術表示箇所

B65B

31/04

B

請求項の数1 (全4頁)

(21)出願番号 特願平7-107375
(22)出願日 平成7年(1995)4月28日
(65)公開番号 特開8-25537
(43)公開日 平成8年(1996)10月28日
審査請求日 平成9年(1997)1月7日

(73)特許権者 999999999
有限会社クリーン・パック
東京都町田市南わらび野1丁目2番3号
(72)発明者 河田 芳次
東京都町田市南わらび野3丁目6番地9
(74)代理人 弁理士 加藤 一朗
審査官 溝堀 弊太
(56)参考文献 実開 昭51-35420 (JP、U)
実開 昭63-117779 (JP、U)
実開 昭59-168387 (JP、U)

(54)【発明の名称】 衣類又は寝具の真空パック用収納袋

1

【特許請求の範囲】

【請求項1】衣類又は寝具を収納するための開口2、及び、前記開口2を封止後内部の空気を排気減圧して収納袋を封止するための排気口3を備え、ラミネート層からなることを特徴とする衣類又は寝具の真空パック用収納袋。

【発明の詳細な説明】

【産業上の利用分野】

【0001】本発明は衣類又は寝具等の真空パック用収納袋に係わり、特に保管場所の縮小等を目的とする衣類又は寝具等の真

2

空パック用収納袋に関する。

【従来技術】

【0002】衣類又は寝具類は通常そのまま折畳まれ、タンス、押入等に収納される。これらはあまり大きな力をかけ続けるとしわ、折りぐせ等の損傷を与えることもあり、又長期に亘るとカビ、湿気、虫くい等による被害が発生するので、比較的慎重な扱いが要求される。

【発明が解決しようとする課題】

【0003】衣類及び寝具類はその重量に比して容積がきわめて大きく、近年の住宅

の狭小化の故もあって家庭においても、或いはクリーニング業界等においてもこれらの保管場所に苦慮している。又容積が大きいということはこれらを運搬移動させる際にもその扱いに際して困難をきたす。更には、季節によって異なる衣類や寝具類を使い分ける必要があるため、季節外衣類は通常1年の内例えば半年以上も保管されるものであるから、前記保管場所の問題が更にクローズアップされる。このため従来から、家庭或いはクリーニング業界等において衣類或いは寝具の保管スペースを小さくし、且つこれらを虫や湿気等による損傷の心配なく保管する方法が、更には運搬にあたってその簡便な取扱いが望まれていた。

【0004】本発明の目的は上述の問題点に鑑み、衣類又は寝具について経済的にこれらの保管スペースを小さくし、且つ虫、湿気、かび等による損傷の恐れを除いた真空パック用収納袋を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0005】そこで、本発明は、衣類又は寝具を収納するための開口2、及び、前記開口2を封止後内部の空気を排気減圧するための排気口3を備え、ラミネート層からなることを特徴とする衣類又は寝具の真空パック用収納袋であることを特徴とする。

【0006】ここで、収納袋1は少なくとも開口2の封止部分において熱可塑性樹脂材料から構成され、封止を加熱封止によって行うことができる。

【0007】本発明の知見は下記による。衣類又は寝具を収納した袋の内部を減圧する（以下真空に引くという）ことによりこれらを縮小して保管することは従来考えら

れていなかった。出願人はこのアイデアに基づき、真空に引いた場合にこれら衣類、寝具に復元不可能な縮小変形を与える恐れがないことを種々の実験を行うことにより確認し、更に、保管にあたって使用することとなる真空保管に適した袋のサイズ及び素材に起因する経済的問題を解決したものである。

【0008】本発明によれば、衣類又は寝具の一種である布団が真空吸引により縮小されるので、収納袋のサイズを極めて小さくすることができるものである。又この収納袋は機械強度的にも丈夫なものとすることができるので長期保管の他にも運送や運搬に適するものとすることも可能である。

【発明を実施する最良の形態】

【0009】図面を参照しながら本発明に係る真空パック収納袋の実施例について説明する。

【0010】図1は本発明に使用する収納袋1の構造を示す略図である。収納袋1は厚み0.05～0.1mmの5層のラミネート層から成る本体を有し一辺には開口2が設けられ、他の辺に続く隅部にはポリエチレン製のチューブの短管から成る排気口3が、加熱接着により袋本体に設けられている。前記ラミネート層の構成は最外層と最内層はポリエチレン製であり、中間層は、保管期間1年未満の長期保管用の袋ではポリビニルアルコール（ボパール）系樹脂が、保管期間6ヶ月程度の中長期保管用の袋ではポリ塩化ビニリデンコート（Kコート）が、夫々使われる。

【0011】図2には本発明において用いられる装置である、袋の封止用電源の供給

及び真空吸引装置を兼ねる可搬型車載可の真空パック装置4及びこれらの付属器具の姿図が示されている。真空吸引装置の付属器具としての袋封止器5は細長い長方形の外観を有する2本の加熱器から成り、該加熱器には内部にニクロム線ヒータ52が備えられ、表面にはテフロン被覆53が施されている。加熱器の夫々には電源コード51を介して真空パック装置4から加熱用電源が供給される。真空吸引ノズル6は、真空パック装置前面にそのハンドルが設けられたストップバルブ42との間にチューブ61を備え、これを介して吸引先端62からの空気が真空パック装置4内部に收容された真空ポンプ41により排気される。真空ポンプ41は50リットル/minの能力を有しており、このように真空ポンプの能力が低く設定できたのは、100リットルの真空タンク7が別に設けられているからである。真空ポンプ41は装置の使用に先立って運転され、真空タンク7を常に真空状態に保っている。

【0012】次に例として布団についての本発明の収納袋の使用方法について順を追って説明する。図1の収納袋1に保管対象である布団を収納した後、開口2は袋封止器5の2本の加熱器により挟まれ、加熱封止される。収納袋1はテフロン被覆53のためヒータ52に付着しない。真空吸引ノズル6の吸引先端62が排気口3より収納袋1内部に挿入された後、排気口3は上から封止クリップにより挟まれ排気口と吸引ノズルの間における空気の漏れが阻止される。

【0013】真空パック装置4前面のストップバルブ42を開とすると収納袋1内部の空気は真空タンク7及び真空ポンプ41

により排気される。これにより収納袋1内部の圧力は約600～700mmHg程度となり、布団の容積は最初の1/4～1/5程度に縮小する。尚衣類、毛布等にあつてはこの縮小比は1/3～1/4である。吸引ノズルの先端62を、空気が漏れない様注意しながら排気口3の内側の先端付近まで引き出した後、排気口の内側根元をクリップにより挟むことで排気口と吸引ノズルの間における空気の漏れが阻止される。排気口3は収納袋1の排気口であつて収納袋1の排気が終了してクリップが封止されることにより役目を終える。

【0014】収納袋1には同時に脱酸素剤が収納される。収納袋1は、表面面積の大きさに従つて空気の透過を受け、このため24時間当たり1～7ccの酸素の透過を受けることとなり、例えば6ヶ月当りには180cc～1,260ccの酸素が袋内部に侵入することとなる。従つてこれに見合う量以上の脱酸素剤の使用、上記の例の場合2,000ccの酸素を吸収する量の脱酸素剤の使用、により袋内部の酸素量は実質的に0の値を保つこととなり、虫くいやかびの心配が除かれる。その他に透過する空気中の他成分は量が少ないため袋内部の圧力上昇は實際上問題とならない。

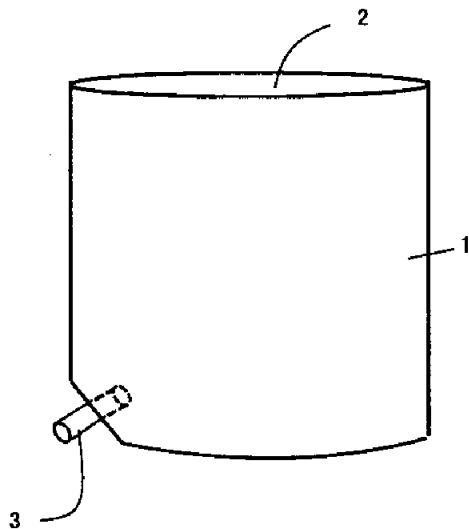
【0015】保管後の衣類、布団の復元力については、例えば6ヶ月保管の場合であっても、開封後3時間の経過により少なくとも80%に復元することが確認された。布団の場合さらにこれを日干しすればほぼ100%近くに復元する。尚短期保管の場合は、ほぼ瞬時に90%以上に復元することも実験により確認されている。従つて衣類及び布

団の内極く一部のものを除き素材をいためることなく、この方法により保管が可能である。

【発明の効果】

【0016】本発明の収納袋において、衣類や寝具の保管に際し収納袋に収納しこれを真空引きした後排気口を閉止するとした構成により、衣類や寝具のサイズの縮小のみならず、虫、湿気、かび等による損傷のおそれのない真空保管が可能となり、その上高価な長期保管用の保管袋或いは運搬用の袋のサイズを極めて小さくすることができたので、衣類又は寝具の、経済的で損傷の心配のない、長期又は短期の保管及び簡便な取扱いが可能となった。

【図1】



【図面の簡単な説明】

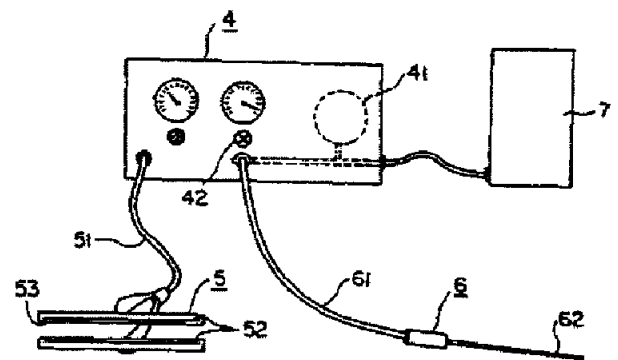
【図1】本発明に使用する収納袋の姿図の略図である。

【図2】本発明において袋の封止及び吸引に使用する装置及び部品の姿図である。

【符号の説明】

- 1・・・収納袋
- 2・・・開口
- 3・・・排気口
- 4・・・真空パック装置
- 5・・・袋封止器
- 6・・・真空吸引ノズル
- 7・・・真空タンク

【図2】



(別紙 4)

被告代表者（丙山福郎）の言い分

1 このたび、有限会社クリーン・パックから訴状が届きました。しかし、その内容は納得できるものではありません。

2 小社は、寝具の包装袋の販売を行っていますが、当社が製造販売する包装袋のうち、訴状の目録（１）のものについては記載のとおり間違いありません。

但し、弊社は平成６年暮れ頃から、平成７年の衣替え時期をターゲットとして、排気口用のチューブが塩化ビニル製である点を除いて目録（１）と同じ収納袋の開発に着手していました。平成７年の震災で関西居住の親戚に被害が出たためその手伝いで一旦開発が中断し、４月の衣替えシーズンには間に合わず製造販売開始は５月にずれこみましたが、３月には排気口用のチューブの相見積もり取り、何時でも生産できる状態になっていました。

前記のとおり当初のチューブは塩化ビニル製でしたが、製造販売を開始した３年後には、現在のポリエチレン製のものに変更しました。

しかし、その他は全く構造や材料に違いなく、このタイプの収納袋の製造販売を継続していますが何か主張できることは無いのでしょうか。

3 訴状の目録（２）のものは（１）のものの販売開始から３年後の平成１０年春の衣替えシーズンに売り出したものですが、図面のとおり、排気口というものを有していません。図面はそのとおりですが符号の付け方や構成の説明の記述には異議があります。

当社の収納袋は、開口部の一部を区切って、その区画に掃除機のノズルを挿入して排気を行うものにすぎません。また、寝具を開口部から袋に収めたあと、開口部をチャックで閉めているだけで原告の公報にあるような

■ 排気口の内側根元をクリップにより挟むことで排気口と吸引ノズルの間における空気の漏れが阻止されるものではありません。収納袋に寝具を収め、訴状被告物件目録（２）でいう「第１チャック」を同じく訴状でいう「第２チャック」のところまでスライドさせて閉鎖し、訴状でいう「開口１０２」を閉めた後に、「第２チャック」と袋の端部との間の区画から掃除機で排気し、その後、「第１チャック」と「第２チャック」を一緒に開口の端部までスライドさせてチャックで閉めるものであり、原告の特許とは外気遮断の基本原理が異なるものです。そして、開口の端部からは掃除機のノズルを挿入して排気するだけなので、完全に真空になるものでもなく、むしろ簡単に寝具の収納、排気、ダブルチャックによる閉止ができるという操作性の向上に重きをおいたものです。

- ４ なお、小社の平成１３年３月１日から本訴提起時までの収納袋の売上げは、合計して３，０００万円程度です。

また、当社の利益率は１０％程度です。

(別紙5)

平成21年(ワ)第30000号 特許権侵害差止等請求事件

原告 有限会社クリーン・パック

被告 株式会社丙山商店

答 弁 書

平成21年 9月 14日

東京地方裁判所民事第29部 御 中

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1丁目2番3号

丁野法律事務所(送達場所)

電 話 (03) 0000-0004

FAX (03) 0000-0005

被告訴訟代理人

弁 護 士 丁 野 三 郎Ⓔ

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目3番4号

戊野特許事務所

電 話 (03) 0000-0006

FAX (03) 0000-0007

被告訴訟代理人

弁 理 士 戊 野 四 郎Ⓔ

第1 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 第1項

(1) 請求の原因第1項(1)、(2)は認める。

(2) 同(3)は、本件特許明細書に原告主張の記載があることは認める。

2 第2項のうち、別紙被告物件目録(1)記載の物件を、製造販売し、
販売の申出をしてきたことは認める。

その余は追って認否する。

3 第3項

(1) 同(1)は争わない。

(2) 同(2)は追って認否する。

4 第4項、第5項

否認ないし争う。

第3 被告の主張

詳細は追って準備書面において主張する。

添 付 書 類

1 訴訟委任状

2 通

2 付記登録証書写し

1 通

以 上

(別紙6)

平成21年(ワ)第30000号 特許権侵害差止等請求事件
原告 有限会社クリーン・パック
被告 株式会社丙山商店

第1 準備書面 (被告)

平成21年10月31日

東京地方裁判所民事第29部 御 中

被告訴訟代理人

弁 護 士 丁 野 三 郎Ⓔ

被告訴訟代理人

弁 理 士 戊 野 四 郎Ⓔ

第1 請求の原因2に対する認否反論

請求の原因2中、イ号物件の製造販売及び販売の申出開始時期並びにロ号物件の「構成の説明」は否認する。

イ号物件は、平成10年5月に製造販売及び販売の申出を開始した。

ロ号物件の構成は、別紙ロ号物件目録のとおり特定されるべきである。

第2 請求の原因3(2)に対する認否反論(文言非侵害について)

空欄1

第3 抗弁

空欄 2

第4 損害賠償

- 1 被告物件に係る平成13年3月から本訴提起時までの売上は合計して3,000万円、また、利益率は10%にすぎない。
- 2 なお、本訴提起日である平成21年8月1日から遡ること3年前である平成18年8月1日以前の被告物件の製造販売行為に係る損害賠償請求権については消滅時効が成立しているので、本書面により被告は該消滅時効を援用する。

以 上

(別 紙)

ロ号物件目録

1 図面の説明

ロ号物件の正面図である。

2 構成の説明

図面に示すとおり、ロ号物件は開口102を有するラミネート層からなる収納袋101であり、該収納袋101の開口102から寝具を収納可能となっている。

開口102は、

空欄3

構造となっている。

区画102bから収納袋101内に寝具を収納して第1チャック104を第2チャック105までスライドさせ、次に、区画102aから掃除機で排気し、その後、第1チャック104と第2チャック105を当接したまま開口102の左端部までスライドさせてこれらのチャックにより閉止する。

以上の特徴を有する寝具の収納袋である。

3 図面

